

事務連絡（保146）F  
平成20年9月25日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤原 淳

長寿医療制度・国民健康保険の保険料（税）の  
年金からの支払いに関するポスターについて

長寿医療制度の保険料の徴収につきましては、原則として、年金から天引きする取り扱いとなっておりますが、10月から新たにその対象として、①10月実施の29の市町村に在住の方、②被用者保険の被保険者であった方、③被用者保険の被扶養者であった方が加わります。

さらに、国民健康保険でも10月から多くの市町村で世帯主を含め、被保険者の方が65歳～74歳の方だけの世帯では、原則、世帯主の方の年金から天引きされるようになります。

なお、年金からの保険料の支払いは多くの場合、口座振替に切り替えることができます。

本件に関する周知のため、別添のポスターが厚生労働省で作成され、医療機関の窓口等に掲示してほしいとの協力を求められております。

日本医師会として、直接医療機関には関係ないことですので、掲示についてはあくまでも各医療機関でのご判断に委ねるとの判断をいたしましたことをご連絡申し上げます。

つきましては、各社会保険事務局より都道府県医師会にポスターの周知について相談がありますが、ご対応方よろしくお願い申し上げます。

また、ポスターは現在印刷中とのことで、後日、完成したものを入手し、10部送付させていただきます。

（添付資料）

1. 長寿医療制度・国民健康保険の保険料（税）の年金からのお支払いのお知らせ（ポスター）

## 長寿医療制度・国民健康保険の保険料（税）の 年金からのお支払いのお知らせです

- **長寿医療制度**の保険料は、金融機関等でお支払いいただく手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払いいただくこととしています。
- 10月から新たに年金からお支払いいただくのは次の方です。
  - ① **10月実施の29の市区町村にお住まいの方**  
(納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに変わります。)
  - ② **被用者保険の被保険者であった方**  
(納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに変わります。)
  - ③ **被用者保険の被扶養者であった方**  
(初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。)
- **国民健康保険**でも、10月から、多くの市区町村で、世帯主を含め、被保険者の方が**65～74歳の方だけの世帯では、納付書等によるお支払いから、原則、世帯主の方の年金からのお支払いに変わります。**

(市区町村の準備の状況によって、すでに実施済みの地域と、今後実施される地域があります。)

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払いいただくこととなります。

- ① 年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
- ② 介護保険料と長寿医療制度又は国民健康保険料（税）の保険料額の合計額が、年金額の1/2を超える方

なお、保険料の均等割額が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払いいただいた方は、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書等によりお支払いいただいている方も同様に軽減されます。

**年金からの保険料のお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。**

- まだ手続きがお済みでない方は、10月上旬までに市区町村へお申し出いただければ、12月のお支払いから、口座振替にできます。
- 世帯主又は配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

くわしくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

(各市区町村で問い合わせ先を貼り付け又は押印)